

「 児童虐待の現況と予防 」

～ 地域社会ができること ～

児童虐待による痛ましい事件の報道が後を絶ちません。最近では、児童相談所という言葉をよく耳にするようになりました。児童のこのような事件をなくすために、児童虐待防止法とは何か、児童相談所等の相談機関の役割のことであり、地域社会が保護者のサインを早期に捉え、支援につなげる事が大切です。児童虐待の大きな原因は、誰にも頼れず子育てに悩む親の苦しみにあります。家庭生活の中で起きる、夫婦間のDVも含め、私たちが今子どもを守る為にできることを考えていきたいと思えます。

皆さまお誘い合わせの上、是非ご参加ください。

日時 令和元年10月27日(日)
13:30 ～ 15:30
(受付開始13:00)

場所 ひらつか市民活動センター
会議室 A・B

所在地 平塚市見附町1-8
電話番号 0463-31-7571

講師 元神奈川県児童相談所職員
星 賢一 氏

参加費:無料/定員:先着60名

[申込期間]
令和元年9月20日(金)～令和元年10月17日(水)まで

[申込方法・問い合わせ先]
FAX または はがき にて以下の事務局へ
〒221-0844 横浜市 神奈川区 沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
公益社団法人 神奈川県社会福祉士会
TEL:045-317-2045



わたしたちは「子ども虐待防止
オレンジリボン運動」を応援しています



… FAX申込書 (切らずにこのまま送って下さい) 送信先:045-317-2046 …

申込者氏名: _____ 連絡先電話番号: _____ () _____

申込者住所: _____

この個人情報とは今回の講座目的以外には使用致しません